

# 横須賀市 障害とくらしの支援協議会

## 第2回全体会 次第

日 時：令和8年3月24日（火）  
13時00分から15時00分（予定）  
会 場：横須賀市役所3号館5階 正庁

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) 協議会活動について（報告）

- ・ 協議会編成について
- ・ こども支援部会 活動報告
- ・ 地域課題整理部会 活動報告
- ・ 実務者運営会議における次期障害福祉計画策定に向けた意見とりまとめ結果の報告
- ・ 協議会で共有された地域課題に係る施策の対応状況の報告

#### (2) 令和8年度 課題解決のためのワーキンググループについて（報告）

- ・ 行動に課題のある方の支援に係るアセスメント力向上のためのワーキンググループ
- ・ 緊急時対応の事例検証と役割整理のためのワーキンググループ

#### (3) 協議会の現状と課題、次期体制に向けた整理事項（報告・意見聴取）

#### (4) よこすか障害者計画（障害者基本法に基づく基本計画）に関するご意見（意見聴取）

### 3 閉 会

#### ◆配付資料

【資料1-1】協議会編成について

【資料1-2】こども支援部会 報告書

【資料1-3】地域課題整理部会 報告書

【資料1-4】次期障害福祉計画策定に向けた意見とりまとめ結果（実務者運営会議）

【資料1-5】協議会で共有された地域課題に係る施策の対応状況の報告

【資料2-1】行動に課題のある方の支援に係るアセスメント力向上のためのワーキンググループ

【資料2-2】緊急時対応の事例検証と役割整理のためのワーキンググループ（障害福祉課依頼）

【資料3】協議会の現状と課題、次期体制に向けた整理事項

【資料4】よこすか障害者計画の策定に係る概要

名称	目的	主な内容	構成員
全体会	関係機関等と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る	地域課題の共有、協議 委員間での情報共有	関係機関等
実務者運営会議	協議会の円滑な運営を図る	地域課題に対する活動方針の決定 組織設置及び調整 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた提言 市の協議依頼事項に関する協議、報告及び提言	市内社会福祉法人 障害者相談サポートセンター等
調整会議		実務者運営会議で効率的な協議を行うための調整 実務者運営会議で決定した事項について、必要に応じて細部の検討及び決定	実務者運営会議座長 情報集約を行う部会の部会長 事務局等
こども支援部会	情報集約による地域課題の抽出	主に障害児に係る地域課題の共有及び検討	関係機関等
地域課題整理部会		事例を素材にしたグループスーパービジョン 個別事例からの地域課題抽出及び検討	市内相談支援事業所等
行動に課題のある方の支援に係るアセスメント力向上のためのワーキンググループ (新規設置)	地域課題の解決にむけた協議	支援者養成のための事例検討会の試行 試行内容踏まえ、人材育成体制に関する意見整理	関係機関等
緊急時の受入れ・対応の事例検証と役割整理のためのワーキンググループ (新規設置)		緊急時の受入れ・対応事例について事例検証を行い、実効性向上に必要な論点の整理 地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの役割案の提言	関係機関等

横須賀市 障害とくらしの支援協議会  
 こども支援部会 報告書

資料 1 - 2

活動目的	主に障害児に係る地域課題の共有及び検討
開催日時	第1回 令和7年6月24日 第2回 令和7年9月22日 第3回 令和8年3月12日
構成員	障害児通所支援事業所 伊藤 氏 ※ 障害児通所支援事業所 松田 氏 ※ 障害児通所支援事業所 石川 氏 障害児通所支援事業所 小谷田 氏 障害児相談支援事業所 山邊 氏 ※ 学識経験者 伊藤 氏 ※ 当事者家族 五本木 氏 ※ 当事者家族 市川 氏 ※ 市立小学校校長会 高橋 氏 県立武山支援学校 澤村 氏 県立岩戸支援学校 菊池 氏 市立養護学校 阿部 氏 筑波大附属久里浜特別支援学校 石川 氏 支援教育課 有馬 氏 健康福祉センター 岡安 氏 障害福祉課 岩崎 氏 <p style="text-align: right;">(※は、コアメンバー会議参加者)</p>
共有された現状や地域課題	・家庭、教育、福祉の連携促進（トライアングルプロジェクト） ・子どもに発達の違いがあることがわかったばかりの保護者のピアの場がない
部会としての活動・提案	サポートブックの活用促進にむけ、改訂・配布方法の検討を行った。改訂にあたっては、トライアングルプロジェクトを促進する目的で、教育機関が使用しているイエローファイルと障害児通所支援事業所が行う5領域のアセスメント項目との互換性を高める内容に変更した。また、保護者の作成促進を図るため、サポートブックの趣旨を理解しやすい内容のチラシを作成した。令和8年度から、障害福祉課で改訂版書式・チラシの配布を予定している。 また、トライアングルプロジェクト促進のため、部会から支援教育課へ依頼を行い、特別支援学級新担任者研修講座プログラムの中に、障害児通所支援事業所の見学を組み入れていただいた。放課後等デイサービス事業所連絡会を通じ、市内11事業所にご協力いただき、夏休み期間に教諭が障害児通所支援事業所の見学を行っている。 18歳到達に伴う支援体制の移行にあたって引継ぎについて、部会として令和8年度集中的に取り組むことを検討中。

	<p>子どもに発達の違いがあることがわかったばかりの保護者のピアの場の不足という課題の解消に向けて、検討を行った。ピアカウンセラー養成等については、ピアカウンセラーとなる保護者の要件等のハードルが高いという意見が出ている。ピアカウンセリングにつながるピアの力を育てるという視点で、保護者の交流会を開催することの提案を行った。</p> <p>次期障害福祉計画策定を見据え、部会内で現在の取り組み状況と今後の方向性に関する意見交換を行った。</p>
<p>生み出された効果や変化</p>	<p>障害児通所支援事業所の見学を行った教諭からは、以下の感想をいただいている。 (一部抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用した自力通所等、自立に向けた支援を行っていると感じた。学校でも、できるだけ児童自身が考え、行動できるように働きかける授業を考えていきたい。</li> <li>・障害児通所支援事業所で大切にしていることと、学校の指導での軸が一致していると感じた。家庭、学校、福祉での大人の関わり方が一貫していることは、子どもにとっても重要なことと思う。</li> <li>・学校だけでは見ることができない児童の一面を知った。障害児通所支援事業所では、お兄さんお姉さんとしてお手伝いをしている児童もあり、環境が変われば、子どもたちも変わるということを痛感した。</li> </ul>

横須賀市 障害とくらしの支援協議会  
地域課題整理部会 報告書

資料 1 - 3

活動目的	相談支援専門員の質の向上、ネットワーク強化 地域課題の抽出及び検討
開催日時	グループスーパービジョン（事例を素材にした人材育成）：毎月最終金曜日 地域課題整理部会：毎月第3水曜日
構成員	グループスーパービジョン：市内の相談支援専門員 地域課題整理部会：基幹相談支援センター、主任相談支援専門員等
共有された現状や地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動に課題のある人に対して、障害特性に配慮した支援の提供に難しさがある。</li> <li>・ 施設入所者が施設外の社会資源とつながりにくい。</li> <li>・ 高齢障害者の介護保険併用、移行にあたって、関係機関や支援者間の調整や連携に難しさがある。</li> <li>・ 支援学校高等部卒業生が、教育分野から福祉サービスへと移行するにあたって、必要な情報や支援の引継ぎがスムーズに進められていない。</li> <li>・ 重度障害者の受け入れ体制が整っていない。特に、市外と比較して、市内には日中支援型グループホームが少ない。</li> <li>・ 市内グループホームに、他市援護ケースが流入しており、相談支援の依頼がある。</li> </ul>
部会としての活動・提案	<p>今年度、グループスーパービジョンの場においては、質の向上を目的に、地域課題抽出を行わず、グループスーパービジョンに注力して取り組んでいる。地域課題整理部会では、グループスーパービジョンの事例の個別課題を参考に、地域課題の抽出・整理を行っている。</p> <p>障害特性に配慮した支援の提供に係る地域課題については、調整会議に諮り、ワーキンググループが設置された。部会としては、アセスメントを共有する会議運営の重要性、サービス管理責任者の人材育成を地域で行っていくことができないかという意見が出ている。</p> <p>「施設入所者が施設外の社会資源とつながりにくい」という地域課題については、調整会議に諮ったが、部会での再検討となっている。入所施設職員が外部に出ていくことのハードルは高いという意見が出たため、部会として、まずは市内入所施設にご協力いただき、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員が、入所施設の中に入っていき試みを実施したい。個別支援計画とサービス等利用計画の連動性の視点を意識しながら、事例の検討を通じて、本人主体で考える企画を行いたい。現在、調整中。</p> <p>高齢福祉分野との連携に係る地域課題については、部会として何か取り組むことができないかと考え、検討を行ってきた。主任介護支援専門員との顔合わせ等を通じて、高齢福祉分野においても高齢障害者のケアマネジメントや連携に難しさを感じているという共通認識があることが確認できた。</p> <p>まずは主任介護支援専門員を対象に、障害福祉分野の制度の概要や相談支援体制</p>

	<p>を説明した上で、両分野の違い等を共有することを目的に、令和8年2月9日に横須賀市居宅介護事業所連絡協議会 主任ケアマネ部会にご協力いただき、研修会を実施した。</p> <p>当日は100名近い主任介護支援専門員、地域包括支援センター職員、グループスーパービジョンのファシリテーターを担う相談支援専門員の三者による意見交換の機会を設けた。意見交換では、高齢障害者や多問題世帯の支援にあたっての留意点等について共有が図られ、今後の連携強化に向けた基礎づくりとなった。</p> <p>今回、障害福祉分野からの参加者は限られた人数にとどまったため、令和8年度は相談支援専門員全体を対象とした企画として、新たな取り組みの検討を行いたい。</p> <p>令和7年12月26日、市内で活動する相談支援専門員が参集し、KJ法を用いて地域課題抽出を行った。グループスーパービジョン事例からの地域課題抽出と比較すると、両手法で共通する課題が多く見られた一方、KJ法により課題の量（頻度感）が可視化された。</p>
<p>生み出された効果や変化</p>	<p>研修会に参加した主任介護支援専門員からは、以下の感想をいただいている。（一部抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通じて、障害福祉分野の相談支援体制や対象者像の違いを理解することができた。</li> <li>・モデル事例をきっかけに意見交換ができたことで、日頃疑問に思っていた点を些細なことも含めて確認ができた。</li> <li>・多職種間の交流により、顔の見える関係性が構築され、今後の円滑な連携の基盤になると感じた。また、今回参加していない相談支援専門員とも交流したい。</li> <li>・移行期の事例の振り返りなど、より具体的な内容も含め、今後も継続的な学習と交流の機会を希望する。</li> </ul>

第7期

# 横須賀市障害福祉計画

(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む)

令和6年(2024年度)～令和8年度(2026年度)

## 第8期横須賀市障害福祉計画

(第4期横須賀市障害児福祉計画を含む)

策定に向けての意見

- \* 本文表の項目「今年度の取組」は、社会福祉審議会障害福祉専門分科会資料「障害福祉計画からの課題・取り組み一覧」(2025.7.29)によります。
- \* 本文表の項目「今後の取組」中、太線黒枠で囲ってある表記内容は、令和7年8月障害福祉課による現時点での検討案「親なき後の将来に向けた障害者施策の充実について」の内容です。  
その他は、障害福祉課による次の文書の内容を参考に入れてあります。
  - 「障害福祉計画からの課題・取り組み一覧」(2025.7.29)
  - 「地域生活支援拠点等の面的整備の基本的考え方」(2023.12)
  - 「第7期 障害福祉計画」(2024.2)

令和7年10月

障害とくらしの支援協議会 実務者運営会議検討資料

## 第3章 成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度の障害のある方を受け入れることのできるグループホームの設置を促進する。</li> </ul>	<p>現行の障害者GH整備費補助金交付にあたって、事前審査制度の導入等を行ったが、重度障害者や医療的ケアの必要な方の受け入れ可能なGH開設には至らなかった。現行の整備費補助金制度とGH開設促進は馴染まないと結論づけ、現行制度の廃止、財源を新規運営助成制度への活用を検討。</p>	<p>重度の障害のある人（医療的ケアの必要な人、行動障害のある人）への支援の強化は喫緊の課題であることから、十分な予算措置と効果的な施策の実現を望む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度の障害のある方を支援することのできる人材を確保することができるよう、重度の障害のある方を受け入れている事業所への支援施策を検討する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域移行支援・地域定着支援の支援内容や支給決定の対象者などの制度の周知や普及啓発を図ることにより、利用者の拡充を図る。</li> </ul>	—	<p>利用者が少ないことから、引き続き利用者や関係機関等への制度の周知や普及啓発を図りたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対して、自立生活援助事業所の新たな設置を勧奨する。</li> </ul>	—	<p>事業所の新たな設置も必要であろうが、自立生活援助の実施にあたり、利用者一人ひとりに対して、本人の意思を踏まえた適切な支援ができる環境整備の検討を願いたい。</p>

<p>☆ この項全体に対して</p>		<p>地域移行を望む人を受け入れるに足る地域づくり（制度や社会資源の整備・関係者の意識の変容等）が必要である。</p> <p>施設入所の場合でも、施設と地域のつながりを広げることが必要である。</p>
<p>☆ その他</p>		<p>3 ページ表中、「－1」の表記につき要検討。</p>

## ■活動指標

国の活動指針		基本指針に基づく目標数	成果目標
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する。	令和4年度末施設入所者310人	18.6人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する。	令和4年度末施設入所者310人	15.5人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和4年度末時点の入所施設利用者数		310		
入所施設利用者数	令和8年度末時点の利用者数	310人を上回らない		
	実績(人)	311		
入所施設利用者数の減	令和8年度末時点の減少見込数(人)	0		
	実績(人)	-1		
地域生活移行者数	令和8年度末時点の累計移行者数	0		
	実績(人)	1		

## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 入院している精神障害者や精神病床を有する医療機関等の関係者に対し、退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知および普及啓発を行う。</p>	<p>圏域単位で実施中の神奈川県入院者訪問支援事業への協力。</p>	<p>医療との連携は、精神障害者の地域生活支援にとって必要不可欠の要素であることから、制度の理解に加え、地域の支援事業所等からの要請に応じ、密な連携を図っていただきたい旨、合わせて周知いただきたい。</p>
<p>● 地域生活を送るにあたっての医療面（通院、服薬、症状悪化時の入院調整等）の支援を行える体制を検討する。</p>		<p>医療との連携が最も重要なテーマであることから、精神保健福祉連絡協議会以下、本協議会、現場での関係者会議等における重層的な連携体制が重要である。</p>
<p>● 地域生活を送るにあたっての生活面（地域定着支援、相談支援、自立生活援助、グループホームや通所事業所等）の支援を行える体制を検討する。</p>		<p>この課題に対しては、地域生活支援拠点事業等の取組において、全ての障害種を含んだ支援体制として構築していただきたい。</p>
<p>● 精神保健福祉連絡協議会等の開催により、関係機関や関係者の情報共有や連携体制の強化を図る。</p>	<p>長期入院者の地域移行の受け皿として、GHの役割が大きいことから、GHの機能や質の向上が課題として挙がっている。GHと医療の連携を考えることをテーマに、実践報告等の機会を実施。</p>	<p>精神保健福祉連絡協議会において出された課題についての取組が現状として不十分であることから、課題に対応すべき所管課に取組の強化を望む。</p>
<p>● 障害者相談サポートセンターにおいて、精神障害者に関する精神病床からの地域移行支援の年間目標件数を設定する。</p>	<p>長期入院者の地域移行に係る相談支援の窓口を基幹相談支援センターに一元化し、支給決定や、障害者相談サポートセンターとの受け入れ調整等を実施。障害者相談サポートセンターの委託仕様書上は、目安として年3件の地域移行支援実施を記載している。</p>	<p>数値目標にこだわることなく、地域移行支援を必要とする利用者に対して、きめ細かい適切な支援に取組むことに注力願いたい。</p>

## ■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催回数	目標	年3回		
	実績	6		
協議の場への関係者等の参加者数	見込量（延人数）	54		
	実績（延人数）	79		
精神障害者の地域移行支援の利用者数着支援	見込利用者数（人）	5	8	10
	実績利用者数（人）	2		
精神障害者の地域定着支援の利用者数	見込利用者数（人）	1	2	2
	実績利用者数（人）	0		
精神障害者の共同生活援助の利用者数	見込利用者数（人）	164	168	172
	実績利用者数（人）	200		
精神障害者の自立生活援助の利用者数	見込利用者数（人）	1	1	1
	実績利用者数（人）	0		
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	見込利用者数（人）	20	20	20
	実績利用者数（人）	46		

### (3) 地域生活支援の充実

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
◇ 令和6年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5つの障害者相談サポートセンターについて、「相談」の機能を有する地域生活支援拠点等として位置づける。</li> </ul>	<p>5つの障害者相談サポートセンターについて、「相談」の機能を有する地域生活支援拠点等として位置づけた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緊急時の受け入れ・対応」について、精神障害者を対象とする事業所を1カ所位置づける。</li> </ul>	<p>「緊急時の受け入れ・対応」について、精神障害者を対象とする事業所を1カ所位置づけた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹相談支援センターについて、地域生活支援拠点の機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・育成」、「地域の体制づくり」の機能を担えるようにする。</li> </ul>	<p>「相談」：基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を委託にて配置。  「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」：基幹相談支援センターによる事業の実施や障害とくらしの支援協議会（事務局：基幹相談支援センター）の活動を通じて実施。</p>	
◇ 令和8年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緊急時の受け入れ・対応」について、身体・知的障害者を対象とする事業所を、少なくとも1カ所ずつ位置づけることができるよう検討する。</li> </ul>	<p>拠点整備において中核的な役割を担う拠点コーディネーターについて、委託での設置を検討中。  緊急時の受け入れ先拡大のため、サービス報酬で対応できない部分について</p>	<p>事業所を依頼するにあたっては、当該事業所の意見を十分踏まえて依頼するようお願いしたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「体験の機会・場」について、少なくとも市内に1カ所位置づけることができるよう検討する。</li> </ul>	<p>の助成制度を検討中。  拠点に係るそれぞれの機能をどのように運営していくか、障害福祉課において検討中。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時の受け入れに備えた専用枠（空室等）の確保と経済的支援について検討する。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時の受け入れに備えた専用枠の確保については、通所事業所の活用も視野に入れて検討する。</li> </ul>		

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 「相談」については、障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」を実施した場合、障害者相談サポートセンター以外の相談支援事業所についても、地域生活支援拠点等を構成する事業所として位置付けていく。</p>	<p>令和6年6月から協働体制をスタートし、現在13事業所が加入。月2回のケース会議等で相談支援の質の向上に努めている。</p>	<p>様々な課題を抱えながらも、行政が関与しながら13事業所が加入している全国的にも画期的な形態であることから、さらにこの取り組みを強化していくことが望ましい。</p>
<p>● サービスにつながっていない在宅の障害のある方（本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方）の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み（事前登録制）を検討する。</p>	<p>障害者相談サポートセンターで把握しているケースにおいて、緊急時リスクの高い方の洗い出しを実施した。</p>	<p>緊急時リスクの高い方の洗い出しについては、新規に配置される地域生活支援拠点等コーディネーターの業務として位置づけ、事前登録制が着実に定着するよう取り組まれない。</p>
<p>● 事前登録制の検討にあたっては、サポートブックの活用や改良を視野に入れて考えていく。</p>	<p>—</p>	
<p>● 強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備については、障害とくらしの支援協議会や基幹相談支援センターにおいて、強度行動障害に関する個別の事例検討会や研修会を開催するなど、支援の課題の把握や人材育成の取り組みを行うことにより、実現していく。</p>	<p>障害とくらしの支援協議会においてワーキンググループを設置し、主に生活介護の支援員を対象とした研修会の企画・運営を実施。 第1回：令和7年6月3日開催、59名受講。 第2回：令和7年9月29日開催、41名受講。</p>	<p>強度行動障害のある障害者への支援にはさらなる専門性が求められることから、支援者の実践的なスキルアップにつながる研修については、内容を工夫した上で継続的な実施を願いたい。</p>
<p>● 強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置については、豊富な支援実績のある事業所に対して、市内で強度行動障害のある方を受け入れている事業所へのコンサルテーションを市全体の人材育成の仕組みとして継続して実施できないか、市として働きかける。</p>	<p>—</p>	<p>市内で強度行動障害のある方を受け入れている事業所にとって、コンサルテーションを実施できる事業所に対するニーズはとて高いことから、早期の実現を求める。</p>

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業所の設置個所数	目標	6カ所	6カ所	9カ所
	実績	5カ所		
1「相談」の機能		田浦障害者サ ポートセンター	田浦障害者サ ポートセンター	
		久里浜ゆんるり	久里浜ゆんるり	
		衣笠相談室 「あすなろ」	衣笠相談室 「あすなろ」	
		チームブルー 横須賀	チームブルー 横須賀	
		ぴーす・とーく	支援センター ライフゆう	
		基幹相談支援センター		
2「緊急時の受け入れ・対応」の 機能	目標	1カ所	1カ所	3カ所
	実績	1カ所	1カ所	
		ながさわ荘 (精神)	ながさわ荘 (精神)	ながさわ荘 (精神)
				(知的)
			(身体)	
3「体験の機会・場」の機能	目標	0カ所	0カ所	1カ所
	実績	0カ所		
4「専門的人材の確保・養成」の 機能		基幹相談支援センターが担う		
5「地域の体制づくり」の機能		基幹相談支援センターと 障害とくらしの支援協議会が担う		
検証及び検討の回数	目標	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	実績	0回		
強度行動障害に関する専門的支援を提供で きる事業所	目標	0カ所	0カ所	1カ所以上
	実績	0カ所		

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● よこすか就労援助センター等の関係機関との連絡会議等を活用し、企業実習先の拡大や職場定着支援の充実（生活面のフォローを含む）等の課題について、情報共有や連携を行うことにより、就労移行支援事業所等の利用による一般就労者数の増加と就労定着率の向上を図っていく。</p>	<p>障害者の職場定着の向上を図るため、よこすか就労援助センター主催で就労連絡会を開催。新たに職場定着支援を行う者に対し、研修会（令和8年1月）を開催予定。</p>	
<p>● 企業の障害者雇用に対する理解の促進を図るため、よこすか就労援助センター等の関係機関等と連携し、企業向けの研修会や説明会を開催する。</p>	<p>よこすか就労援助センター主催で企業向けの研修会（令和8年1月）実施予定。 来年度、経済部と連携し、企業に対して障害者雇用への理解促進のための取り組みを検討中。</p>	
<p>● 企業実習先の更なる開拓が行えるよう、神奈川労働局が実施している「障害者 職場実習推進事業」など、既存の制度も活用しながら、必要な取り組みを行っていく。</p>	<p>—</p>	
<p>● 新たな雇用機会の提供のための環境整備について、農福連携の取り組みの拡充やテレワークの活用等も視野に入れて、市として、研究していく。</p>	<p>市内障害福祉事業所、農業事業者、市内特別支援学校、行政機関など農福連携分野の関係者を対象とした農福連携セミナーを実施した。 テレワークを活用した超短時間雇用制度を導入している企業との連携を計画中。</p>	
<p>☆ この項全体に対して</p>		<p>生活支援と就労支援がシームレスに連携していくことが必要なため、就労連絡会と障害とくらしの支援協議会の定期的な情報・意見交換等、横断的に取り組むことが望ましい。</p>

■活動指標

国の基本指針			令和 3年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
令和8年度の福祉就労から一般就労への移行者	令和3年度の1.28倍以上	目標	—	91人		
		実績	71人	89人		
就労移行支援事業からの移行者	令和3年度の1.31倍以上	目標	—	69人		
		実績	52人	82人		
就労継続支援A型からの移行者	令和3年度の1.29倍以上	目標	—	10人		
		実績	7人	3人		
就労継続支援B型からの移行者	令和3年度の1.28倍以上	目標	—	10人		
		実績	7人	4人		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上にする		目標	—	50%以上		
		実績	—			
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の1.41倍以上	目標	—	91人		
		実績	64人	75人		
過去6年間で就労定着支援事業を利用した者のうち、就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合（就労定着率）が7割以上である事業所を、全体の2.5割以上にする		目標	—	25%以上		
		実績	—			

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	
<p>● 発達支援コーディネーターの養成を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉課が、保育園や幼稚園等の保育士を対象に、4日間の研修を実施。受講者31名。</li> <li>・ 障害福祉課が、過年度の発達支援コーディネーター研修修了者を対象に、3日間のフォローアップ研修を実施。受講者12名。</li> <li>・ 障害福祉課と教育委員会の共催で、発達支援コーディネーターと、支援教育コーディネーター（教育委員会認定）を対象に、2日間の合同研修を実施。特別支援学級の授業見学や、サポートブックの周知を行った。受講者14名。</li> </ul>	<p>今後も引き続き、研修の機会をとらえて家庭・教育・福祉の内容を入れていただきたい。</p>
<p>● 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図るとともに、これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉課が、放課後児童クラブ指導員を対象に、3日間の障害児支援研修を実施。受講者47名。</li> </ul>	<p>サポートブックの周知・トライアングルプロジェクトの推進・合同研修の実施などを、この取り組みとして位置づけてはどうか。</p>

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	
<p>● 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市主催での相談会については未実施。知的障害者関係の障害福祉相談員として、たんぽぽの会・福祉を推める会から4名の方を任命している。</li> <li>・ 保護者や支援者の障害の理解を深めることを目的に、令和7年12月7日に障害福祉課主催の講演会を開催予定。二次障害による不登校が問題となっていることを受け、「発達特性によるつまずきに寄り添う～思春期の二次障害を予防する親と支援者の関わり方～」をテーマに設定。</li> </ul>	<p>相談件数の経年変化のデータをもとに、この仕組みの継続の必要性も含め、今後の在り方を検討してはどうか。</p>
<p>● 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のあるこどもを育てる保護者にファシリテーターとなってもらい、障害福祉課主催で保護者交流会を実施。令和6年6月16日は受講者24名。令和7年11月17日にも開催を予定。</li> </ul>	<p>保護者交流会を継続して実施しながら、よりよいピアサポートの在り方を検討していくことが望ましい。</p>
<p>● サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポートブックを機関連携に使いやすいよう体裁を整えた。</li> <li>・ 保護者への配付の仕組みと、関係機関への周知の仕組みを整えた。</li> </ul>	<p>学校や事業所におけるサポートブックの活用状況について調査することが必要。 電子化(デジタル化)等、サポートブックの活用効果を高める方策についての検討を行ってはどうか。</p>
<p>● サポートブックの電子化(デジタル化)を研究する。</p>		
<p>● 「療育すこやかガイドブック」にサポートブックやトライアングルプロジェクトの内容を記載し、広く周知を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポートブックの概要とHPにリンクする二次元コードを掲載した。</li> </ul>	<p>次年度のガイドブック作成に向け、年度内にさらなる改善を検討いただきたい。</p>
<p>● 医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応する。</p>		<p>国において2026年通常国会での法改正に向け議論が進められていることから、次期改正のポイントを踏まえた上で、本市の実情にあった対応を願う。</p>

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	
● 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズについて、医療機関等の関係機関と情報連携をしながら把握する。	・ 令和5年度にアンケートを実施したが、提供者は少なかった。情報連携は、継続課題。	情報連携については、ライフステージに係る全ての関係機関と十分連携し、調査を行うこと。
● 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討する。	—	訪問看護事業所の看護師等、既存の人材を有効に活用する方策についても検討してはどうか。
● 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。	障害福祉課で、受講料助成等の方策を検討中。	受講費用の助成については、必要性の高い「医療ケアのある成人」も対象となるよう、対象を福祉サービス事業所とされたい。
● 医療的ケア児等に関する課題について、引き続き、「医療的ケア児等支援協議会」の場にて協議するとともに、保健・医療、福祉、教育・保育、行政等の関係機関が、課題解決のために協働して取り組んでいく。	第1回医療的ケア児等支援協議会を令和7年9月24日に開催。医療的ケア児者に関する課題の進捗状況確認を実施。第2回も、年度中に開催予定。	協議会において検討された課題については、各事業の所管課において責任をもって対応するよう、全庁横断的に取り組むようお願いしたい。
● 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討する。	市立養護学校については、ワゴン車やスクールタクシーによる通学支援の回数の増を実施。	現在行われている移動支援の施策検討において、教育委員会も含めた検討と対応をお願いしたい。
● 医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討する。	令和6年度から「医療的ケア児等在宅レスパイト事業」を実施。現在、12名が登録中。協定締結訪問看護事業所は、7箇所。	成果をあげている事業であることから、今後も継続的に実施し、拡大されたい。
● 国の補助制度を活用するなどし、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所事業所の新たな設置への支援を検討する。		引き続き検討していただきたい。
● 福祉型障害児入所施設の建設（建て替えも含む）を支援し、市内に障害児のさらなる入所定員枠を確保できるよう努める。		引き続き努めていただきたい。

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	計画	延76人	延76人	延76人
	実績	延94人		
サポートブックの作成人数	計画	333	373	413
	実績	339		
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数	計画	3回	3回	3回
	実績	1回		
		ひまわり園保護者対象		
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数	計画	3カ所	4カ所	5カ所
	実績	療育相談センター		
		きっずかしこ		
		リンク		
		—		
—	—			
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	計画	7カ所	8カ所	9カ所
	実績	7カ所		
		希望のひかり		
		ハーティーパーチ池上		
		WiSH		
		WiSHランド		
		ライフゆう学齡デイ		
		リンク		
OneStep				

	計画	5カ所	6カ所	7カ所
	市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数	実績	20カ所	
Dayz かしこ				
いちばん星				
サポートセンター まぼり				
サポートセンターかおる				
シャローム浦上台				
シャローム浦上台デイサービスセンター				
たけのこ会協同作業所				
ぶどうの木				
ゆう				
ライフゆう				
ワーカーズデイ虹の音				
ワークハウスあまね				
横須賀市立福祉援護センター				
かいふう				
社会福祉法人 誠心会 茜洋舎				
重度神奈川後保護施設				
神奈川後保護施設				
清光ホーム				
生活介護事業所ゆずりは				
田浦障害者デイサービスセンター		—		
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	計画	2人	3人	3人
	実績	2人		
福祉型障害児入所施設の建設（建て替えを含む）	計画	0カ所	0カ所	1カ所
	実績	0カ所		

(6) 相談支援体制の充実・強化等

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心として、地域の相談支援事業者の相談支援専門員に対する指導・助言を行う。</p>	<p>市内の全相談支援事業所が参加するグループスーパービジョン（GSV）に加え、基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心に、相談支援従事者研修のインターバル実習の受け入れを実施している。</p> <p>また、適宜相談支援専門員が担当する個別ケースへのスーパーバイズを実施している。</p>	<p>見込量の2倍の実績があるように、ニーズは非常に多い。現在1名の主任相談支援専門員の2名配置を検討願いたい。</p>
<p>● また、精神障害のある方の退院支援や地域生活の支援を充実させるため、将来的に、基幹相談支援センターに精神障害に精通した保健師や精神保健福祉士を配置することができないか検討する。</p>	<p>—</p>	<p>今後、基幹相談支援センターの在り方全体を検討する中で、こうした専門職の配置を検討願いたい。</p>
<p>● 障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施により、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図る。</p>	<p>グループスーパービジョン（GSV）の取組を通じて、連携とスキルアップを図っている。</p>	<p>今後とも、グループスーパービジョン（GSV）の取組を継続し、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図られたい。</p>
<p>● 市内の障害福祉サービス等を運営している法人に対して、相談支援事業所の新規の設置を勧奨する。</p>	<p>—</p>	<p>初年度の立ち上げ支援や継続的な家賃補助などによる、新規設置に向けた意欲を喚起する施策を検討願いたい。</p>
<p>● 障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」を実施し、協働モデル事業に参加した相談支援事業所の報酬額のアップや連携の強化を図る。</p>	<p>令和6年6月から協働体制をスタートし、現在13事業所が加入。月2回のケース会議等で相談支援の質の向上に努めている。</p>	<p>様々な課題を抱えながらも行政が加わり13事業所が加入している全国的にも画期的な形態であることから、さらにこの取り組みを強化していくことが望ましい。</p>

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言等の件数	見込量 (件)	230		
	実績 (件)	403		
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込量 (件)	40		
	実績 (件)	32		
基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	見込量 (回)	80	120	160
	実績 (回)	130		
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	見込量 (回)	12		
	実績 (回)	8		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の置数	見込 (人)	1		
	実績 (人)	1		
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施見込 (回数)	10		
	事例検討実施実績 (回数)	40		
	参加事業者数見込 (か所)	22		
	参加事業者数実績 (か所)	25		
協議会の専門部会	設置数見込 (か所)	3	3	3
	設置実績 (か所)			
	実施見込 (回)	12		
	実施実績 (回)	36		

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>●</p> <p>基幹相談支援センターにより、主にグループホームの支援員を対象にした支援の質の向上のための研修を実施する。</p>	<p>基幹相談支援センターが、令和6年5月～6月グループホーム従事者を対象に、動画配信形式での研修会を実施。149名から受講申込。受講後のアンケートでは、オンライン形式での座学研修、事例検討を希望の声が多く聞かれた。</p>	<p>引き続き定期的を実施していただくとともに、多くの事業所が参加できるように内容検討いただきたい。</p>
<p>● 障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修を実施する。</p>	<p>虐待防止センターが、令和6年11月28日に「人を支援するってどうして疲れるの？」をテーマにオンライン形式で研修会を実施。40名から受講申込。</p> <p>令和7年度については、令和7年12月11日に「強度行動障害と虐待防止」をテーマにオンライン形式で研修会実施予定。</p>	<p>これらのテーマについては、現場で毎年行うものなので、毎年配信していただくとうれしい。</p>
<p>☆ 障害者の高齢化にともなう課題への対応</p>		<p>障害者の高齢化に伴い、障害福祉だけでは対応できないケースが増えてきている。こうした状況に対し、医療や介護保険との連携等、総合的な対応策を検討いただきたい。</p>

## ■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターにおける障害 福祉サービス等の質の向上に係る研 修の実施	見込量 (回数)	5		
	実績 (回数)	1		
	見込参加者数 (人)	150		
	実績参加者数 (人)	92		

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量等

### (1) 訪問系サービスの見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
● 既存の居宅事業所等に対して、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の新たな設置を勧奨。	—	設置の勧奨を進めるためには、利用者の障害特性やニーズに応じた利用の仕方を、利用者・事業所双方に広める活動が必要であると考えます。
● 居宅介護事業所等のヘルパーが重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うために必要となる研修の受講を促進するための助成制度を検討。	障害福祉課で、受講料助成等の方策を検討中。	必要な資格取得を進めるためにも、これらの助成制度を進めていただきたい。
● 重度訪問介護、行動援護、同行援護について、利用者や家族などの支援者に対する周知啓発活動の実施を検討。	—	これらを実施する事業所は増えているが、利用につながっていないことから、周知啓発の工夫が必要である。
● ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供を検討。	—	事業所内のOJTを促進したいと考えている事業所が多いことから、そのために行政ができるサポートについて工夫していただきたい。

## サービスの推移と見込量

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系 サービス 合計	見込量（時間）	13,233	13,381	13,529
	実績（時間）	13,657		
	見込利用者数（人）	614	617	620
	実績利用者数（人）	584		

サービス名	単位	第6期／第2期			第7期／第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	見込量（時間）	—			10,535	10,513	10,491
	実績（時間）	9,926	12,310		9,410		
	見込利用者数（人）	—			536	535	534
	実績利用者数（人）	508	560		477		
重度訪問介護	見込量（時間）	—			1,676	1,764	1,852
	実績（時間）	1,580	1,588		2,889		
	見込利用者数（人）	—			19	20	21
	実績利用者数（人）	17	18		29		
同行援護	見込量（時間）	—			889	905	921
	実績（時間）	857	935		1,264		
	見込利用者数（人）	—			54	55	56
	実績利用者数（人）	46	59		75		
行動援護	見込量（時間）	—			133	199	265
	実績（時間）	68	112		94		
	見込利用者数（人）	—			5	7	9
	実績利用者数（人）	2	2		3		
重度障害者等 包括支援	見込量（時間）	—			0	0	0
	実績（時間）	0	0		0		
	見込利用者数（人）	—			0	0	0
	実績利用者数（人）	0	0		0		

（備考）単位は1か月あたり。

## (2) 日中活動系サービスの見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 生活介護事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討。</p>	<p>障害福祉課で、受講料助成等の方策を検討中。</p>	<p>この助成制度は是非実現していただきたい。さらに研修内容を各事業所で具現化し、支援の質の向上を図るためには、研修終了後のフォローアップが重要となるので、この点につき具体的なシステムづくりを併せて検討していただきたい。</p>
<p>● 地域生活サポート事業の実施により、行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れる事業者に対する助成を継続。</p>	<p>引き続き実施。</p>	<p>重度障害がある方へのサービスを行う事業所にとってありがたい事業だが、対象となる利用者を事業所として判断することが難しい面があるので、この点につき、改善の検討を願いたい。</p>
<p>● 生活介護事業所等に対して、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていく。</p>	<p>障害とくらしの支援協議会にワーキンググループを設置し、生活介護事業所および放課後等デイサービス事業所に対する事業所送迎に関するアンケートを実施。集計・分析した結果についてご提供いただき、事業見直しの参考とさせていただいた。</p>	<p>送迎の運営体制を整えるためには相当の運営費用がかかるため、何らかの財政的支援をお願いする。</p>
<p>● 緊急時等の短期入所を利用しやすくするためのコーディネート機能の実現に向けた検討を行う。</p>	<p>「緊急時の受け入れ・対応」機能をどのように運用していくかの検討と並行して、コーディネーターの配置等の検討を進めている。</p>	<p>配置された拠点コーディネーターと実施事業所の連携が重要となるので、障害とくらしの支援協議会等の場を活用しながら、事業が円滑に運用されるよう取り図られたい。</p>
<p>● 市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対して、宿泊型自立訓練事業所の新たな設置を勧奨。</p>	<p>—</p>	<p>既存の短期入所支援事業にも自立訓練の要素があることから、まずはこの活用を進める必要があると考える。</p>
<p>● 18歳以降に重症心身障害と同程度の障害状態となった方（療養介護の対象とならない方）が、障害者支援施設やグループホーム等で暮らすことができるよう、施設等に対する、必要な支援体制や助成制度を検討。</p>	<p>—</p>	<p>この課題については、障害者施設等だけでなく、高齢者施設等も含めた地域の社会資源全体を視野に入れて考えるべきである。地域生活支援拠点事業の整備の中で、こうした方たちの自立した暮らしを目標に、他の課題と併せて検討・実施していくことが必要である。</p>

サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期/第2期			第7期/第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	見込量(人日)	-			22,121	23,585	24,405
	実績(人日)	20,194	20,743		19,327		
	見込利用者数(人)	-			1,153	1,200	1,218
	実績利用者数(人)	1,084	1,119				
1 うち障害支援区分5 または6の人	見込量(人日)	-			14,206	14,700	15,212
	実績(人日)	13,324	13,209		12,284		
	見込利用者数(人)	-			746	757	768
	実績利用者数(人)	717	731		659		
2 うち医療的ケアの 必要な人※1	見込量(人日)	-			1,201	1,243	1,286
	実績(人日)	1,137	1,106		975		
	見込利用者数(人)	-			76	77	79
	実績利用者数(人)	72	76		61		
自立訓練(機能訓練)	見込量(人日)	-			128	128	128
	実績(人日)	66	128		64		
	見込利用者数(人)	-			9	9	9
	実績利用者数(人)	7	9		4		
自立訓練(生活訓練)	見込量(人日)	-			413	413	413
	実績(人日)	254	413		676		
	見込利用者数(人)	-			19	19	19
	実績利用者数(人)	12	19		46		
宿泊型自立訓練	見込利用者数(人)	-			4	4	4
	実績利用者数(人)	3	4		3		
就労選択支援	見込利用者数(人)	-			/	1	1
	実績利用者数(人)	-			/		
就労移行支援	見込量(人日)	-			2,685	2,785	2,888
	実績(人日)	2,204	2,485		2,170		
	見込利用者数(人)	-			140	145	150
	実績利用者数(人)	114	130		121		

サービス名	単位	第6期/第2期			第7期/第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
就労継続支援（A型）	見込量（人日）	—			1,807	2,045	2,284
	実績（人日）	1,770	1,331		1,984		
	見込利用者数（人）	—			88	99	109
	実績利用者数（人）	84	66		108		
就労継続支援（B型）	見込量（人日）	—			9,580	9,753	9,927
	実績（人日）	7,755	9,233		9,136		
	見込利用者数（人）	—			584	600	616
	実績利用者数（人）	481	552		639		
就労定着支援	見込利用者数（人）	—			64	64	64
	実績利用者数（人）	64	76		75		
療養介護	見込利用者数（人）	—			63	65	67
	実績利用者数（人）	59	60		58		
福祉型短期入所	見込量（人日）	—			1,195	1,195	1,195
	実績（人日）	841	1,081		1,316		
	見込利用者数（人）	—			265	265	265
	実績利用者数（人）	215	243		260		
1 うち障害支援区分5 または6の人	見込量（人日）	—			526	526	526
	実績（人日）	461	590		633		
	見込利用者数（人）	—			119	119	119
	実績利用者数（人）	111	127		144		
2 うち医療的ケアの 必要な人※1	見込量（人日）	—			20	20	20
	実績（人日）	18	22		29		
	見込利用者数（人）	—			8	8	8
	実績利用者数（人）	8	7		9		
医療型短期入所	見込量（人日）	—			20	20	20
	実績（人日）	12	23		23		
	見込利用者数（人）	—			3	3	3
	実績利用者数（人）	3	4		13		

（備考）単位は1か月あたり。

### (3) 居住系サービスの見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>●</p> <p>重度の障害のある方や肢体不自由のある方が入居できるグループホームの設置促進に向けた整備費補助制度の見直しを検討する。</p>	<p>現行の障害者GH整備費補助金交付にあたって、事前審査制度の導入等を行ったが、重度障害者や医療的ケアの必要な方の受け入れ可能なGH開設には至らなかった。現行の整備費補助金制度とGH開設促進は馴染まないと結論づけ、現行制度の廃止、財源を新規運営助成制度への活用を検討。</p>	<p>必要な施策であることから、十分な予算措置を講じていただきたい。</p> <p>市の障害者地域生活サポート事業の補助金のグループホームへの拡大については、早急に実施していただきたい。</p>
<p>● 行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れるグループホームに対する助成制度を検討する。</p>		
<p>● 入所施設やグループホームに対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。</p>	<p>施設従事職員育成費補助金を廃止し、財源を受講料助成制度へ活用することを検討中。</p>	<p>必要な施策であることから、十分な予算措置を講じていただきたい。</p>
<p>● 入所施設からの地域移行を促進し、空いた定員枠に、入所の必要性が高い人が入所できる支援体制を構築していく。</p>		<p>国においても入所施設について地域移行を基本方針とすることを示していることを踏まえ、入所施設が地域移行を視野に入れて年齢の若い障害者を受け入れる等の、新たな取り組みを検討する必要がある。</p>
<p>● 基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援を強化する。</p>	<p>長期入院者の地域移行に係る相談支援の窓口を基幹相談支援センターに一元化し、支給決定や、障害者相談サポートセンターとの受け入れ調整等を実施。</p>	<p>地域移行支援や地域定着支援を強化するためには、センターの取組とあわせて、事業所等の社会資源の充実や移行や定着の必要性を感じて実践する職員等の意識の醸成等も必要な要素となる。</p>

<p>☆ 児童の短期入所について</p>		<p>児相保護による短期入所のケースが増加しているが、対応できる施設が少ないことから、児童の短期入所について、新たな項立てをして検討・実行していく必要がある。</p>
<p>☆ グループホームの将来ビジョンの必要性</p>		<p>障害の重度化や家族の高齢化等により、グループホームの役割の見直しが必要となっている。そのため、グループホームの将来ビジョンを検討する必要がある。</p>
<p>☆ グループホームの質の向上</p>		<p>グループホームの質の向上を図る視点から、入所施設の職員とグループホームの職員の交流や、認可を所管する部署と質の担保を担当する部署の連携など、関係機関の連携強化が必要である。</p>

## サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期/第2期			第7期/第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量 (人分)				533	553	573
	実績 (人分)	417	487		607		
1 うち障害支援区分 5または6の人	見込量 (人分)				86	94	102
	実績 (人分)	7	78		122		
2 うち医療的ケア の必要な人※ 1	見込量 (人分)				8	9	10
	実績 (人分)	9	7				
施設入所支援	見込量 (人分)				310	310	310
	実績 (人分)	328	310		308		
自立生活援助	見込量 (人分)				3	3	3
	実績 (人分)	2	3		1		

\* 1 医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人  
(備考) 単位は1か月あたり。

## (4) 相談支援の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
◇ 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用		
● 各相談支援事業所の報酬額のアップ。相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行う。	令和6年6月から協働体制をスタートし、現在13事業所が加入。参加事業所については、基本報酬額のベースアップを実現している。	「協働モデル」は実施上の課題も多いことから、その解決を図りながら推進に取り組んでいただきたい。
◇ 国の報酬改定の状況や、相談支援事業所の報酬額を引き上げる取り組みの効果を見ながら、		
● 相談支援事業所の運営安定化のためのさらなる取り組みを検討する。	—	必要書類の記入方法等が分かりづらいことから、事業者が加算請求を断念するケースが見受けられる。適切な加算請求が行えるよう、担当課による分かりやすい説明や、情報提供の充実を検討いただきたい。
◇ 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させる		
● 当面の措置として、セルフプランでの対応が可能な学齢児の利用者をセルフプランに切り替える。	—	セルフプランに切り替えたために、必要な支援を十分に受けられないでいる子供がいる現状がある。何らかの対応が必要であるため、対応方策を至急検討していただきたい。
● 横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討。	—	
◇ ICTの活用による紙の書類の省略や電話連絡等のやり取りの簡素化、業務手順の見直し等		
● 市のケースワーカーや相談支援専門員の業務の効率化を図ることで、1人の相談支援専門員が対応できる計画相談の数を増やせないか検討。	相談支援専門員から障害福祉課への提出書類の電子申請受付を実施。	まずは、ICTを活用することにより効率化を図ることができる業務にはどのようなものがあるか、現場のニーズの把握を図られたい。

◇ 基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターの活動		
● 基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員による支援、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会の活動による支援を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化や質の向上を図る。	グループスーパービジョン（GSV）の取り組みをとおりし、連携とスキルアップを図っている。（再掲）	今後とも、グループスーパービジョン（GSV）の取組を継続し、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図られたい。（再掲）
● 基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援の促進を図る。	長期入院者の地域移行に係る相談支援の窓口を基幹相談支援センターに一元化し、支給決定や、障害者相談サポートセンターとの受け入れ調整等を実施。	目標件数の設定等よりも、具体的な地域移行や地域定着の希望者に対し、きめ細かな支援をすることの方が重要と考える。こうした実践例もすでにあることから、目標件数等にこだわらず具体的な事例があがってきた際には、適切な支援ができるよう希望する。
● 障害者相談サポートセンターにおいて、福祉施設や精神病床からの地域移行支援や地域定着支援の年間目標件数を設定する。	見込量の表のとおり設定。	

## サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期／第2期			第7期／第3期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
計画相談支援	見込量（人分）	—			392	425	461	
	実績（人分）	316	325		372			
地域移行支援	見込量（人分）	—			計	8	11	13
					知的	3	3	3
					精神	5	8	10
	実績（人分）	3	1		14			
地域定着支援	見込量（人分）	—			1	2	2	
	実績（人分）	2	0		0			
障害児相談支援	見込量（人分）	—			129	133	137	
	実績（人分）	157	122		53			

（備考）単位は1か月あたり。ただし、地域相談支援については1年あたりとする。

## (5) 障害児通所支援等の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 障害とくらしの支援協議会のこども支援部会や障害児通所連絡会の活動などを通じて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有など、連携の強化や支援の質の向上のための取り組みを行う。</p>	<p>・ こども支援部会で作成した放課後等デイサービス事業所の自己点検評価表の解説版を使い、質の向上等の取り組みを続けている。</p>	<p>・ 障害児通所連絡会を活用し、トライアングルプロジェクトやサポートブックの活用を推進を図ることが望ましい。</p>
◇ 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、		
<p>● 児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていく。</p>	<p>障害とくらしの支援協議会に設置いただいたワーキンググループによる生活介護事業所および放課後等デイサービス事業所に対する事業所送迎に関するアンケート結果をご提供いただき、事業見直しの参考とした。</p>	<p>障害とくらしの支援協議会ワーキンググループで実施したアンケート結果を踏まえ、事業所送迎ができない理由を十分に分析し、実施に前向きになれる施策を実施していただきたい。</p>
<p>● 現状は事業所による送迎を実施している児童に対して、将来的に自力通所が可能となる支援を事業所が実施した場合に、事業所に対して何らかの支援を行うことができないか、市として検討する。</p>	<p>障害とくらしの支援協議会にワーキンググループの設置を依頼。障害福祉課が示す事業見直し案にご意見いただいた。</p>	<p>自力通所（通学）支援加算の創設について、協議会等と検討した内容を着実に実施願いたい。</p>
<p>● 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討する。</p>	<p>障害福祉課で、受講料助成等の方策を検討中。</p>	<p>必要な施策であることから、十分な予算措置を講じていただきたい。</p>
◇ 発達障害等により福祉的支援が必要な不登校児について、		
<p>● 放課後等デイサービスが受け入れ先として選択肢の一つとなることを広く周知し、関係者・関係機関で認識を共有する。</p>	<p>数年前に、障害福祉課から不登校児であっても放課後等デイサービスの利用ができる旨通知を発出し、周知を行った。</p>	<p>・ こども支援部会で不登校児を受け入れている事業所アンケートをとったうえで、学校に周知する方策を年度内に検討する。</p>

## サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期／第2期			第7期／第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	見込利用者数（人）	—			359	388	419
	実績利用者数（人）	280	308		321		
	見込量（人日）	—			2,315	2,509	2,720
	実績（人日）	1,741	1,970		2,733		
医療型児童発達支援	見込利用者数（人）	—			11	11	11
	実績利用者数（人）	10	13		5		
	見込量（人日）	—			68	68	68
	実績（人日）	77	71		25		
放課後等デイサービス	見込利用者数（人）	—			1,251	1,347	1,451
	実績利用者数（人）	912	1,078		888		
	見込量（人日）	—			11,964	12,913	13,937
	実績（人日）	9,075	10,271		10,549		
うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童※ 1	見込利用者数（人）	—			68	73	78
	実績利用者数（人）	49	53		30		
	見込量（人日）	—			562	604	645
	実績（人日）	366	489		292		
保育所等訪問支援	見込利用者数（人）	—			10	10	10
	実績利用者数（人）	1	10		32		
	見込量（人日）	—			30	30	30
	実績（人日）	1	30		32		
居宅訪問型児童発達支援	見込利用者数（人）	—			1	1	1
	実績利用者数（人）	0	0		0		
	見込量（人日）	—			4	4	4
	実績（人日）	0	0		0		
福祉型障害児入所支援	見込利用者数（人）	—			27	27	27
	実績利用者数（人）	28	25		21		
医療型障害児入所支援	見込利用者数（人）	—			9	9	9
	実績利用者数（人）	10	8		6		

（備考）単位は1か月あたり。ただし、居宅訪問型発達支援については1年あたりとする。

(6) 地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
◇ 障害者相談サポートセンターについて		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者相談サポートセンターの本来の業務である、主にサービスにつながらない人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することができるよう、職員配置等の運営体制の見直しを行う。</li> </ul>	—	運営体制の見直しの実施にあたっては、障害者相談サポートセンターの意向を十分に踏まえ、各事業所の実情にあった効果的な見直しを行っていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者相談サポートセンターが、相談支援事業所の相談支援専門員の計画等の作成のフォローを行うことにより、相談支援事業所が作成することができる計画等の作成件数を増加することができるか検討する。</li> </ul>	—	相談支援事業所の作成する計画件数の増加だけでなく、内容の質の向上についても着目いただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行う。(再掲)</li> </ul>	令和6年6月から協働体制をスタートし、現在13事業所が加入している。(再掲)	様々な課題を抱えながらも行政が加わり13事業所が加入している全国的にも画期的な形態であることから、さらにこの取り組みを強化していくことが望ましい。(再掲)
◇ セルフプラン及びサービス等利用計画に関して		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、当面の措置として、セルフプランでの対応が可能な学齢児の利用者をセルフプランに切り替える。(再掲)</li> </ul>	実施	セルフプランに切り替えたために、必要な支援を十分に受けられないでいる子供がいる現状がある。何らかの対応が必要であるため、対応方策を至急検討していただきたい。(再掲)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討する。(再掲)</li> </ul>	—	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● セルフプランにより放課後等デイサービスなどを利用していた児童について、成人となり、障害福祉サービス(就労継続支援B型や生活介護等)の利用を始める場合であって、本人や家族の状況から、セルフプランの継続によるサービス利用では課題があるため、サービス等利用計画の作成等を通じて、相談支援事業所との関わり必要性が高いケースについては、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、いずれかの相談支援機関に本人や家族がつながることができるよう調整していく。</li> </ul>	—	サービス等利用計画を必要とする子供たちに計画を提供できるようにするためには、誰がどの段階でどのようにして保護者と相談事業所をつなげたらよいかといった、計画相談につなげるシステムの構築を検討する必要がある。

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校高等部卒業生に対して、生徒が所属する学校の先生とも連携しながら、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、新規にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないか調整していく。</li> </ul>	<p>令和6年度から、年度末に高校を含め支援学校高等部を卒業する生徒のうち計画相談が必要と考えられる生徒に対し、担当する相談事業所を割り振る取り組みを試行した。</p>	<p>この取り組みの実績を踏まえ、引き続き学校と連携して取り組みを行っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援事業所が見つからなかった場合は、基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターが適切な支援を行っていく。</li> </ul>		
◇ 成年後見制度について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度について、保護者や施設・事業所の職員向けの研修会や説明会を開催し、積極的な普及啓発を行う。（再掲）</li> </ul>	<p>障害福祉課主催で、令和7年3月5日に「障害のある方の家族が知っておきたい親なきあとの準備と成年後見制度」をテーマに成年後見制度普及講演会実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度法人後見支援事業が実施されていない現状を分析するとともに、障害のある方が法人後見を利用できる環境整備の方策を検討する。（再掲）</li> </ul>	<p>令和7年度予算において、法人後見事業を立ち上げた社会福祉およびNPO法人に対し、法人後見事業の立ち上げ費用の助成開始。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、障害のある方本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定できるよう、必要な支援を行う。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、知的障害のある方を支援する福祉こども部障害福祉課と精神障害のある方を支援する健康部保健所保健予防課が十分に連携を図ることで、当該事業の円滑な利用を促進していく。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「よこすか成年後見センター」は、知的障害のある方や精神障害のある方の成年後見制度の利用にあたって、引き続き、必要な連携を行っていく。併せて、「よこすか成年後見センター」が開催している関係機関が参加する情報交換会等も活用し、当該事業の円滑な利用を促進していく。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「よこすか成年後見センター」が開催している関係機関が参加する情報交換会等も活用し、当該事業の円滑な利用を促進していく。</li> </ul>		

サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期/第2期			第7期/第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	見込	—			実施		
	実績	実施	実施	実施	実施		
自発的活動支援事業	見込	—			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施		
相談支援事業（障害者相談サ ポートセンターの設置・運営）	見込量（か所）	—			5	5	5
	実績（か所）	5	5	5	5		
基幹相談支援センターの設 置	見込量（か所）	—			1	1	1
	実績（か所）	1	1	1	1		
基幹相談支援センターの機 能強化事業	見込	—			実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施		
住宅入居等支援事業	見込	—			—	—	—
	実績	—			—	—	—
成年後見制度利用支援事業	見込量（人）	—			13	15	17
	実績（人）	5	6		1		
1 知的障害者	見込量（人）	—			4	5	6
	実績（人）	3	0		1		
2 精神障害者	見込量（人）	—			9	10	11
	実績（人）	2	6		0		
成年後見制度法人後見支援 事業	見込	—			未実施		
	実績	未実施	未実施	未実施	実施		
障害児等療育支援事業	見込	—			実施		
	実績	—			実施		

(7) 地域生活支援事業 意思疎通支援の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施を検討する。</li> </ul>	<p>障害福祉課主催の動物村のおまつりで、手話体験ブースを試験的に実施。今後実施を拡大していく予定。</p>	<p>* 障害者情報・コミュニケーションに関する協議会からの意見提出による</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の対象者に対する周知・啓発を行う。</li> </ul>	<p>神奈川県言語聴覚士会との共催で、失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣事業についての講演会を実施した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たにICTやAIなどの技術を取り入れ、障害のある方の情報保障を行えるよう検討する。</li> </ul>	<p>—</p>	

サービスの推移と見込量

サービス名	単位	第6期/第2期			第7期/第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	見込量 (件)	—			770	770	770
	実績 (件)	802	770		827		
要約筆記者派遣事業	見込量 (件)	—			95	95	95
	実績 (件)	85	95		118		
手話通訳者設置事業	設置見込者数 (人)	—			2	2	2
	設置者数 (人)	2	2		2		
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数 (人)	—			11	11	11
	実績 (件)	14	11		19		
手話通訳者養成研修事業	修了見込者数 (人)	—			19	19	19
	修了者数 (件)	15	19		12		
要約筆記者養成研修事業	修了見込者数 (人)	—			1	1	1
	修了者数 (件)	0	0		0		
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	見込量 (件)	—			11	11	11
	実績 (件)	2	11		44		
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了見込者数 (人)	—			1	1	1
	修了者数 (件)	2	1		0		
失語症者向け意思疎 通支援者派遣事業	見込量 (件)	—			6	6	6
	実績 (件)	0	0		1		
失語症者向け意思疎 通支援者養成研修事 業	修了見込者数 (人)	—			0	0	2
	修了者数 (件)	0	0		0		

(8) 地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● ICTの進展や技術革新による製品の変化、他都市の見直しの状況を踏まえ、利用者にとって時代に合った適切な給付が行えるよう、給付品目や基準額等について、見直しを行う。</p>	<p>日常生活用具給付事業において、人工呼吸器用非常用電源装置等を追加。</p>	<p>行われた見直しについての情報が利用者や関係者に広く周知されるよう、実績の情報を提供願いたい。 また、耐用年数の取扱いについては、成長期等、個々の状況に応じて柔軟に運用いただきたい。</p>

## サービスの推移と見込量

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援 用具	見込量 (件)	—			23	23	23
	実績 (件)	26	19		19		
自立生活支援 用具	見込量 (件)	—			37	37	37
	実績 (件)	33	28		41		
在宅療養等支 援用具	見込量 (件)	—			37	37	37
	実績 (件)	48	25		43		
情報・意思疎 通支援用具	見込量 (件)	—			36	36	36
	実績 (件)	40	44		46		
排泄管理支援 用具	見込量 (件)	—			5,315	5,315	5,315
	実績 (件)	5,366	5,350		5,090		
居宅生活動作 補助用具	見込量 (件)	—			9	9	9
	実績 (件)	8	7		7		

(備考) 単位は1か月あたり。

(9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
◇ 障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて制度の見直しに向けた検討を行う。		
① 自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした新たなメニューを追加する。	障害福祉課で作成した見直し案を基に、障害とくらしの支援協議会にワーキンググループを設置し、協議を実施。	医療的ケア加算、自立通所(通学)支援加算、基本報酬単価・重度加算の見直し、乗降介助(車両を利用)の創設など、協議会等と検討した内容を着実に実施願いたい。
② 移動支援の支給決定のうち、可能なものを、重度訪問介護や、障害特性によってより高い専門性をもってサービス提供ができる行動援護、同行援護等の支給決定に切り替える。		
③ 移動支援事業が成り立つような報酬単価の見直しを行う。		
④ 移動支援事業の利用目的、利用の仕方、運用に関するルール等を分かりやすく記載したガイドラインを作成する。		
◇ 学齢期の通学支援に関する移動支援の支給決定の判断が難しいケースについて		
● 利用を希望する本人・保護者と学校・相談支援機関・行政等の関係機関が話し合う場を設け、本人・保護者の置かれている状況や希望等を十分に聴いたうえで、本人の将来を見据えた支援を検討するなど、本人・保護者の納得感を得ることができるよう、支給決定の可否を判断していく。	—	そもそも支給決定の判断が難しい制度ではなく、誰もが理解しやすく納得できる制度を、国や他の自治体の動向を踏まえて検討していただきたい。
☆ 移動支援事業について		行動障害のある方の移動支援のニーズに十分に応えられていないことから、強度行動障害に関する研修がこうした方の移動支援事業の拡充につながるような、研修と実践の一体化を目指す方向性を示してほしい。

サービスの推移と見込量

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業 (障害児)	見込量 (時間)	—			2,308	2,140	1,983
	実績 (時間)	3,212	2,686		/	/	/
	見込利用者数 (人)	—			178	166	155
	実績利用者数 (人)	230	205		161		
移動支援事業 (障害者)	見込量 (時間)	—			11,450	11,669	11,894
	実績 (時間)	10,551	10,981		/	/	/
	見込利用者数 (人)	—			660	666	672
	実績利用者数 (人)	636	646		702		
移動支援事業 (合計)	見込量 (時間)	—			13,758	2,140	1,983
	実績 (時間)	13,763	13,667		13,776	/	/
	見込利用者数 (人)	—			838	832	827
	実績利用者数 (人)	866	851		863		
日中一時支援事業 (障害児)	見込量 (回)	—			21	23	24
	実績 (回)	20	17		20		
	見込利用者数 (人)	—			10	11	12
	実績利用者数 (人)	10	9		10		
日中一時支援事業 (障害者)	見込量 (回)	—			113	119	125
	実績 (回)	100	105		140		
	見込利用者数 (人)	—			819	876	936
	実績利用者数 (人)	692	740		872		

(備考) 単位は1か月あたり。

地域生活支援事業 地域活動センター事業（地域作業所含む）の見込量

見込量達成に向けた取り組み	今年度の取組	策定に向けての意見
<p>● 障害福祉サービス事業所への移行の可能性が高い事業所に対して、移行後の人員配置等の運営基準や収支シミュレーション等の説明を行い、障害福祉サービスへの移行支援補助金等の活用と併せて、移行のための支援を行う。</p>	<p>市内の地域活動支援センター・地域作業所に訪問し、ヒアリングを実施した。</p>	<p>移行のための支援に加えて、移行後についても、実情に応じた適切な支援の継続を望む。</p>
<p>● 障害福祉サービスへの移行が難しい事業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行う。</p>	<p>—</p>	<p>地域活動センターには、柔軟な利用形態など法定施設にはないメリットがあることから、引き続き必要な支援の継続をお願いしたい。</p>
<p>● 80・50問題等をはじめとした複合的な課題について、本市として包括的な支援体制を構築していくにあたり、地域活動支援センターが国の示す「重層的支援体制整備事業」の中の「地域づくり事業」に位置付けられていることを踏まえ、今後、地域活動支援センターの役割や運営体制の見直しについて、検討していく。</p>	<p>—</p>	<p>地域活動センターには、柔軟な利用形態など法定施設にはないメリットがあることから、引き続き必要な支援の継続をお願いしたい。</p>

## サービスの推移と見込量

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援センター事業（地域作業所含む）	見込量（か所）	—			21	19	19
	実績（か所）	23	23	21	23		
	見込利用者数（人）	—			292	263	263
	実績利用者数（人）	324	322	292	379		

（備考）単位は1か月あたり。

## 重度の障害のある人を受け入れる グループホームの増加

拡充

**15,695**千円

市内の障害者グループホームにおいて、医療的ケアの必要な人や行動障害のある人の受け入れが促進されるよう、国の報酬を補う形で、市独自の運営費助成制度を新たに実施します。

### 【助成内容】

助成対象	助成額
医療的ケアの必要な人を受け入れた場合	2,300円/日
行動障害のある人を受け入れた場合	1,400円/日
	700円/日 (ヘルパー利用特例)

## 医療的ケアの必要な人の 移動支援の充実

拡充  
**3,560千円**

医療的ケアの必要な人の移動支援を充実させるとともに、自力での通所を訓練するための移動支援を開始します。

- 医療的ケアが必要な人への対応を促進するため、新たな加算を設けます。
- 将来の就労等の可能性や社会参加を見据えて、通所施設や学校に「自力で通うことができる力」を身につけるための訓練を目的とした新たな加算を設けます。

### 【助成内容】

助成対象	助成額
医療的ケアの必要な人を受け入れた場合	1,200円/時間（上限は2時間まで）
自立通所（通学）支援を行った場合	1,200円/時間（上限は2時間、100回まで）

## 通所事業所の送迎体制 の充実

拡充  
**21,216**千円

市内の通所事業所による送迎を促進するとともに「自力で通うことができる力」を身につけることで、将来の就労の可能性を広げることを目的に国の報酬を補う形で、市独自の助成制度の創設、新たな補助メニューを設けます。

### 【助成内容】

助成対象	助成額
送迎を実施する場合（生活介護）	送迎加算利用者の割合に応じ 570円/回または270円/回
送迎車両の購入費助成（生活介護）	150万円（上限） 補助率3/4
自力での通所を支援した場合 （支援回数の上限は100回まで）	1,200円/日 （放課後等デイサービス）
	3,000円/日 （生活介護）



# 親なき後の将来に向けた障害者施策の充実

## 地域生活支援拠点等の整備

新規

**210**千円

障害のある人の重度化・高齢化や親なき後においても、障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉関係者と連携し、本人や家族の状況の変化で在宅生活が維持できなくなった時などの緊急時の対応や、施設や病院からの地域移行を推進する「地域生活支援拠点」を整備します。



### 【支援内容】

令和8年度から	
通所施設等による緊急時の受け入れ	緊急時に通所施設がその居室等に利用者を宿泊させた場合の助成など
令和9年度から	
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	緊急時の受入調整、事前登録制の構築など
短期入所事業所との連携体制の構築	コーディネーターを中心としたネットワークの構築など

# 親なき後の将来に向けた障害者施策の充実

## 障害福祉サービス事業所等 への研修費用の助成

新規  
**2,390**千円

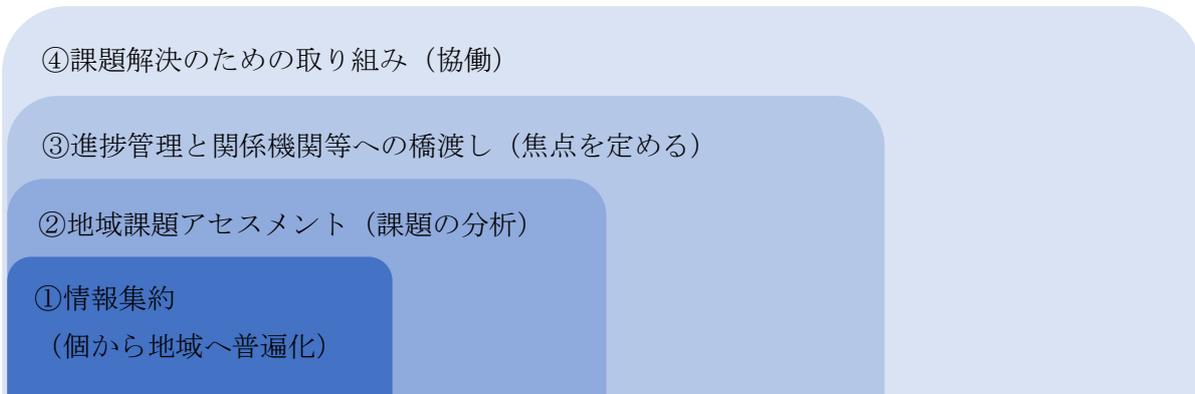
障害福祉サービス事業所等の職員のスキルアップや利用者サービスの向上を目的として、職員が専門的な研修等を受講した場合の研修費用を助成します。

【助成内容】

研修の種類	助成基準額
強度行動障害支援者養成研修	3万円
喀痰吸引等研修（第1号研修）	10万円
喀痰吸引等研修（第2号研修）	8万円
喀痰吸引等研修（第3号研修）	4万円
重度訪問介護・行動援護・同行援護従事者養成研修	4万円
障害者移動支援従業者養成研修（全身性・知的）	4万円
福祉有償運送運転者講習等	4万円
その他、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が指定する機関が実施する研修のうち、障害福祉サービス等報酬の算定の要件となる研修	3万円

## 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 地域課題アセスメント～協働プランニング

### ■行動指針を意識した運営プロセスのイメージ（運営ガイドラインより）



#### （1）情報集約・地域課題の明確化（個から地域へ）

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態像を理由に、サービス利用が断られてしまう。</li> <li>・通所できなくなってしまった時、状態悪化時に、リカバリーしづらい。</li> <li>・家族しか対応できないという状態に陥りやすく、家族の負担が非常に大きい。</li> </ul>
地域課題	行動に課題のある方に対して、障害特性に配慮した支援（標準的な支援）の提供に難しさがある。

#### （2）地域課題のアセスメント（課題の分析）

ありたい姿	地域において、行動に課題のある方が切れ目なく必要な支援につながり、支援の安定（悪化・危機の抑制）が図られている
重要成功要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の質の標準化と底上げ（人材・実践の再現性）</li> <li>・地域における多機関連携とコーディネート機能の強化</li> <li>・状態悪化時の機動的対応</li> </ul>

#### （3）関係機関等への橋渡し（焦点を定める）

重要成功要因	・支援の質の標準化と底上げ（人材・実践の再現性）
目指す状態	支援者が、行動に課題のある方への標準的な支援に関する知識と実践スキルを習得している状態
手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修機会の提供 （強度行動障害支援者養成研修、協議会企画の研修など）</li> <li>・現場での実践支援とスキル定着の促進 （OJT強化、事例検討会、スーパービジョンなど）</li> </ul>

(4) 課題解決のための取り組み (協働)

行動に課題のある方の支援に係るアセスメント力向上のためのワーキンググループ	
地域課題	行動に課題のある方に対して、障害特性に配慮した支援（標準的な支援）の提供に難しさがある。
活動目的	支援者が、行動に課題のある方への標準的な支援に関する知識と実践スキルを習得することで、支援の質の向上を図る。
活動目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者が、前回のワーキンググループで実施した研修会で学んだ「本人主体の視点で、本人の生活（1日トータル）をアセスメントし、チーム支援・伴走支援を行う」という考え方を、現場実践へ展開し定着を促進するため、事例検討会の試行を行う。</li> <li>事例検討会を通じて、参加者間の相互理解を深め、支援に関する相談、連携を日常的に行うことができる関係性を構築することで、関係機関の連携基盤の強化を図る。</li> <li>前回のワーキンググループで実施した研修会や、今回のワーキンググループで試行する事例検討会を踏まえて、人材育成体制に関する意見を整理する。</li> </ul>
構成員 (案)	障害者支援施設 柳澤 氏 生活介護事業所 海江田 氏 相談支援事業所 猪又 氏 圏域発達障害者地域支援マネージャー 斗舛 氏 基幹相談支援センター 岸川 氏 福祉援護センター 氏
活動期間	令和8年1月～
スケジュール (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度中 ワーキンググループメンバー、ファシリテーター 協力依頼</li> <li>令和8年春 ワーキンググループでの打ち合わせ</li> <li>令和8年夏 ファシリテーター含めた打ち合わせ</li> <li>令和8年9月 事例検討会（1回目）</li> <li>令和8年10月 事例検討会（2回目）</li> <li>令和8年11月 事例検討会（3回目）</li> <li>令和8年冬 ふりかえり、人材育成体制に関する意見整理</li> </ul>
活動内容	
生み出された効果や変化	
協議会内で進められそうな取り組み案	

作成日：令和 8 年 1 月

<b>概要</b>
緊急時の受け入れ・対応の事例検証と役割整理
<b>現状・課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となった（障害者総合支援法第 77 条第 3 項）。今後、地域生活支援拠点等の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成）について、横須賀市の実情に即した整備・機能強化が求められている。</li> <li>・ 市内では、既に緊急時の受け入れ・対応を要する事案が発生しているが、対応後の事例検証に関する情報の集約・共有が十分でない。このため、受け入れ・対応体制の実効性を高める観点から、事例検証に基づき、今後検討すべき論点の整理が必要。</li> <li>・ 本市においては、地域生活支援拠点等整備の推進及び機能強化に向け、令和 9 年度から拠点コーディネーターの委託を検討している。</li> <li>・ 一方で、拠点コーディネーターに委託すべき役割（平時/有事の業務範囲、対象、関係機関との役割分担等）が整理しきれていない。</li> </ul>
<b>障害福祉計画での記載</b>
<p>(p31)</p> <p>地域生活支援拠点等の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成）のうち、優先順位をつけて整備していきます。</p> <p>検討及び検証については、障害とくらしの支援協議会等の枠組みを生かし、実施することを見込んでいます。</p>
<b>目的</b>
緊急時の受け入れ・対応が、関係機関の連携のもとで切れ目なく実施できるよう、課題を明らかにし、実効性向上につながる改善の方向性を整理するため。
<b>目標・ゴール</b>
<p>緊急時の受け入れ・対応事案について事例検証を行い、受け入れ・対応の実効性向上に必要な論点を整理する。</p> <p>整理した論点を踏まえ、地域生活支援拠点における拠点コーディネーターの役割（案）をとりまとめ、市へ提言する。</p>

ワーキンググループメンバー（案）		
区分	所属	氏名
短期入所事業所×市内所在数		
共同生活援助事業所		
生活介護事業所		
行動援護/重度訪問介護事業所		
自立生活援助事業所		
委託相談支援事業所		
指定特定相談支援事業所		
行政ケースワーカー		
スケジュール（案）		
令和8年4月	委員推薦、事例抽出	
令和8年5月	第1回ワーキンググループ開催	
	以降 月1回程度 全5回開催	
令和8年9月	市に提言	

# 障害とくらしの支援協議会 現状と課題 次期体制に向けた整理事項

---

# 目的と行動指針（再確認）

---

目的：横須賀市にお住まいの誰もが夢と希望をもつことのできる暮らしを実現するために、様々な立場の人が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

## 行動指針

- はじまりは必ず個別支援から
- できることからみんなで取り組む

# 行動指針を意識した 運営プロセスのイメージ(再確認)

④課題解決のための取り組み(協働)

③進捗管理と関係機関等への橋渡し(介入の焦点を定める)

②地域課題アセスメント(課題の分析)

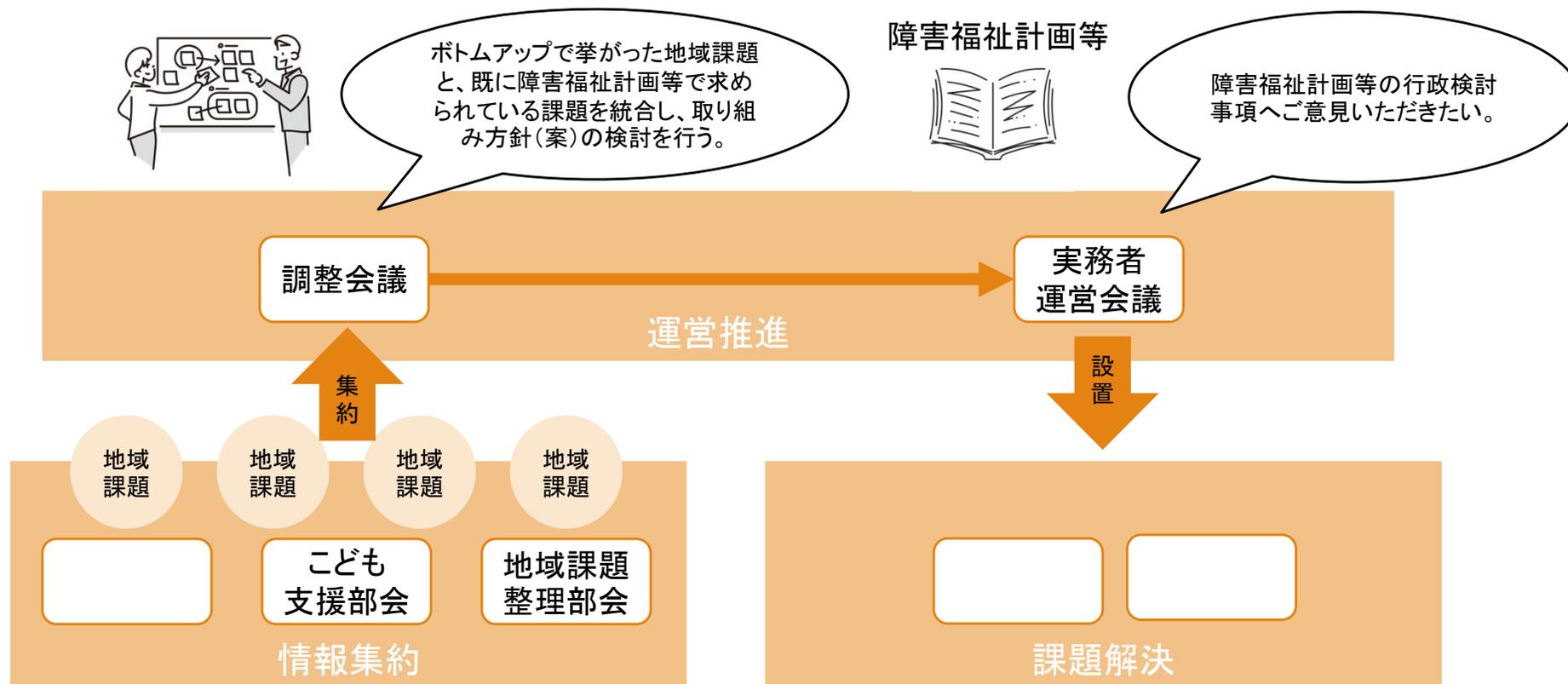
①情報集約(個から地域へ普遍化)

情報集約

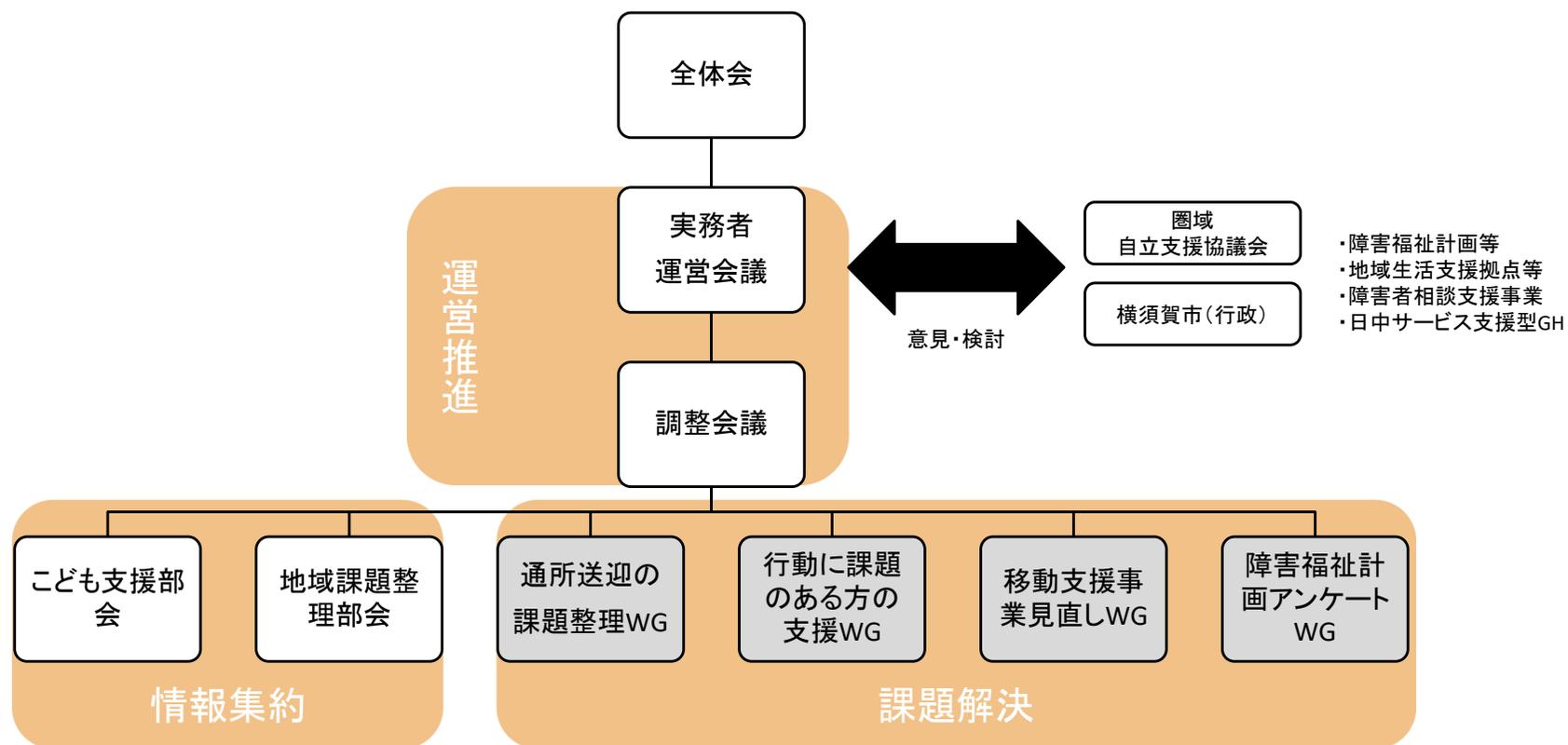
運営推進

課題解決

# 行動指針を意識した 運営プロセスのイメージ②(再確認)



# 現行体制



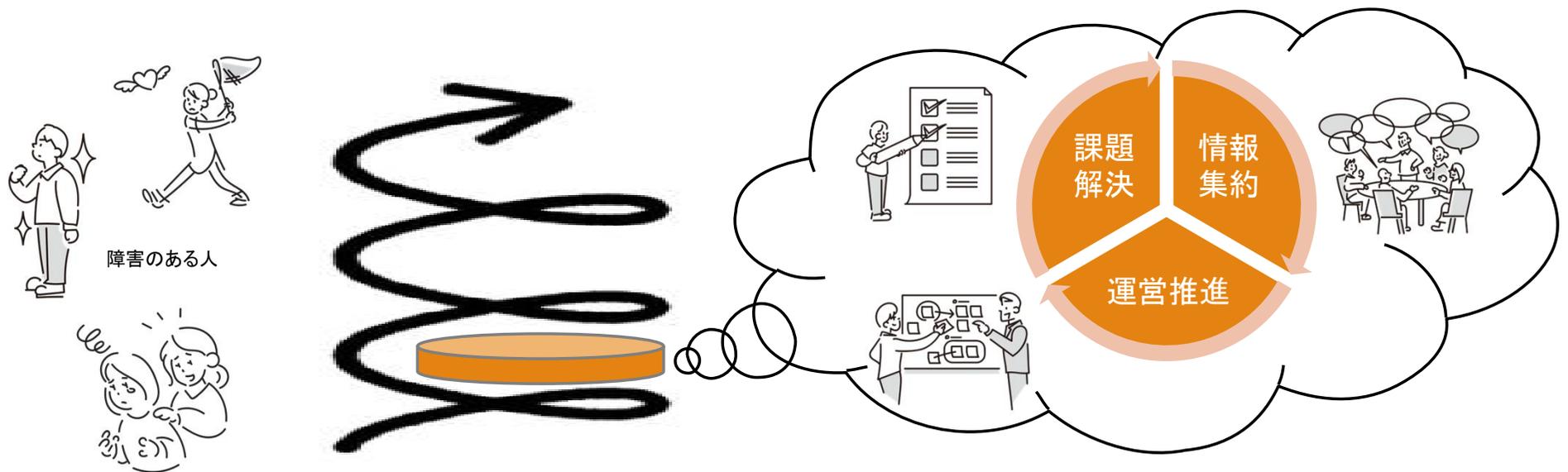
※令和6年度に設定したWGは、当初の目標達成し、活動終了

# 障害とくらしの支援協議会が 目指す状態

## ●行動指針の実践

＝障害のある人を起点とした地域課題の共有から、

課題解決のための協働をスモールステップで取り組むことの“循環”がなされること。



# 障害とくらしの支援協議会 現状と課題

---

- 実務者運営会議が意思決定を行う体制としたことで、全体会の位置づけが不明確
- 現行の全体会は、当事者の意見を直接伺う貴重な機会となっている
- ⇒**全体会の役割を再考し、運営を見直す必要がある**
- 令和6年度当初に設置した課題解決のための各種WGは、概ね当初の目標を達成し、終了
- ⇒**積み残し課題含め、課題解決に向けて新たな取り組みに着手する段階**
- 協議会内で情報集約を行う部会は限定的な設置(障害児支援・相談支援)

# 課題①全体会の役割の再考

---

- 全体会の運営改善

⇒目的である「協議会での協議事項の報告、地域課題の共有や意見交換」を円滑に行うため、会議形式から年1回程度の報告会形式に変更することを検討中。

- 当事者意見集約の強化

⇒情報集約の部会として、当事者部会の設置を検討中。

⇒部会の役割として、障害者差別解消法第17条に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の機能も付与できないか。

# 課題②課題解決のための取り組み

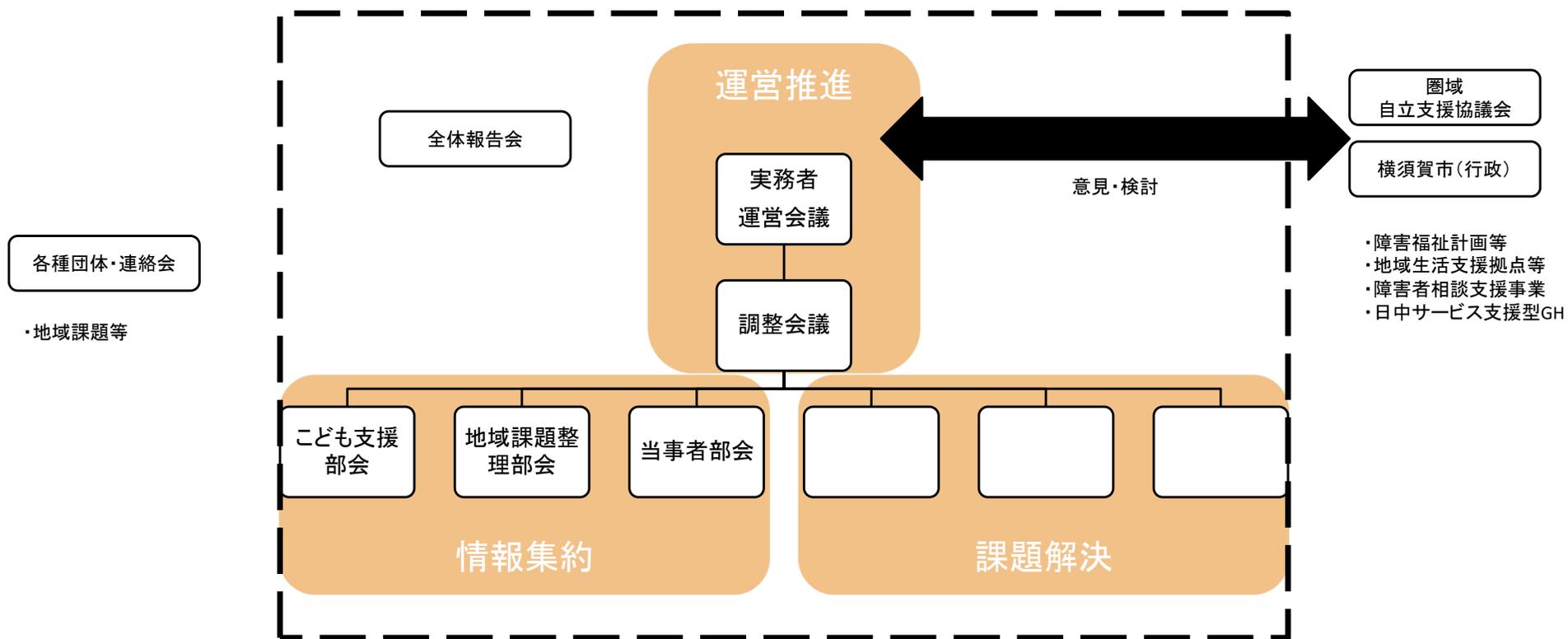
---

- 引き続き、情報集約の部会等からの提案を受けて  
実務者運営会議が課題解決のための組織設置を行う。

## 令和8年度活動予定の組織

- 行動に課題のある方の支援に係るアセスメント力向上のためのワーキンググループ
- 緊急時の受入れ・対応の事例検証と役割整理のためのワーキンググループ

# 次期体制案(令和9年度～)



# 令和8年度のスケジュール(案)

	検討事項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体会	次期体制案に係る意見						○						
	情報共有 (3月は報告会形式?)						○						○
実務者 運営会議	次期体制の検討・決定		○			○			○				
	部会・WGの進捗管理		○			○			○			○	
調整会議	新設組織の運営試行	○			○								
	実務者運営会議前の調整	○			○			○			○		
事務局	次期体制に応じた 要綱・運営ガイドライン作成								○				

## よこすか障害者計画（第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定に係る概要

### 1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき以下の3つの計画を策定・公表することが義務付けられています。本市が策定した現計画は、令和8年度末で計画期間が終了するため、あらためてこれら3つの計画を一体的に策定します。

- ① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）  
⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める
- ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）  
⇒ 主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める
- ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）  
⇒ 主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

### 2 計画の期間

新計画の計画期間は、次のとおりとします。

- ① 市町村障害者計画 … 6年間（令和9年度～14年度）
- ② 市町村障害福祉計画 … 3年間（令和9年度～11年度）
- ③ 市町村障害児福祉計画… 3年間（令和9年度～11年度）

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
今回 策定	よこすか障害者計画（第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む）					
	①市町村障害者計画（基本理念と施策の方向性）					
	②市町村障害福祉計画 成果目標とサービス見込量			＜令和11年度策定予定＞ 市町村障害福祉計画		
	③市町村障害児福祉計画 成果目標とサービス見込量			市町村障害児福祉計画 (成果目標とサービス見込量)		

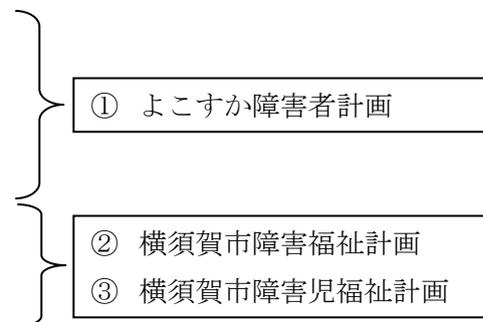
### 3 計画の策定方法及び策定スケジュール（案）

新計画は、障害福祉専門分科会のもとに「障害福祉計画等検討部会」を設置し、この部会で計画内容の具体的検討作業を行っていただく予定です。

	令和7年度			令和8年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
社会福祉審議会 諮問・答申等	諮問									○					答申	
計画等検討部会の設置協議	○															
国の基本指針公表（予定）			○													
障害者計画等検討部会					1回		2回	3回	4回	5回		6回	7回			
中間報告										○						
最終答申														○		
パブリックコメント											○					
議会報告・市民公表																○

### 4 新計画の構成（案）

- ・計画策定にあたって（計画の概要）
- ・障害者を取りまく現状（参考となる統計的数値）
- ・計画の基本理念、施策の体系
- ・障害児や障害者に関する施策の展開
- ・成果目標
- ・障害福祉サービス等の見込量
- ・計画の推進体制等



## (参考) 計画の法令上の位置づけ

### 障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。